

ヒアリング項目：長時間労働の是正

担当府省：厚生労働省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備**(2) 長時間労働の削減等の働き方改革**

- ① 長時間労働を削減するとともに、労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するための労働時間制度の見直し等を推進する。(後略)

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革****(2) 長時間労働の削減**

- ① 中小企業における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の適用猶予の廃止や年次有給休暇の取得促進等を内容とする労働基準法等の改正案の早期成立を図るとともに、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制を充実強化する。また、企業における時間外労働の実績等の労働時間の実態や長時間労働是正に向けた具体的な取組などに関する情報公開の在り方について検討するとともに、労働時間等設定改善指針の改正の状況や労使の意見を踏まえ、必要に応じて休息時間（勤務間インターバル）規制の導入、年次有給休暇等の連続取得等を可能とする職場環境整備、時間当たりの成果を評価する制度の普及に向けた取組等、長時間労働の削減に向けた更なる取組を検討する。また、時間外労働規制の在り方について再検討を行う。

ヒアリング項目：長時間労働の是正

担当府省：厚生労働省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

1 長時間労働の削減等の働き方改革

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015		(28年度当初予算) —
2016	長時間労働の削減	(29年度予算) 2,100,667
		(28年度第二次補正予算) 33,943

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍】及び【第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
週労働時間60時間以上の雇用者の割合★	男女計：8.5% 男性：12.9% 女性：2.8% (平成26年)	男女計：7.7% 男性：11.7% 女性：2.6% (平成28年)	5.0% (平成32年)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 (注)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)

(注) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
4	I 1 (2) ①	厚生労働省	長時間労働の削減	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	<p>①労働基準法等の改正案の成立 第189回通常国会に提出し、現在、継続審議となっている「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、下位法令の検討を労働政策審議会で速やかに行うとともに、法の円滑な施行に向けて事業主等に対する周知を行う。</p> <p>②法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化 月80時間を超える残業が疑われる全ての事業場に対する監督指導の強化等により、法規制の執行強化を図る。</p> <p>③労働時間等設定改善指針の改正・長時間労働の削減に向けた更なる取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間当たりの成果を評価する制度を盛り込んだ「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、当該制度の周知も含めた法の円滑な施行に向けて事業主等に対する周知を行う。 ・時間外労働の規制については、「ニッポン一億総活躍プラン」における「36協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」旨の方針を踏まえ、有識者による検討会を開催する。また、今後、「働き方改革実現会議」においても長時間労働是正について議論されるものと承知しており、我が国の長時間労働を変えていけるよう、関係省庁と連携して取り組む。 ・「ニッポン一億総活躍プラン」における「勤務間インターバルの導入の自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開する」とされたところであり、勤務間インターバルを導入する中小企業への支援等を行う。 ・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を行うとともに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得等を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。 	1,967,379	33,943	2,100,667	133,288	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2) 『女性活躍加速のための重点方針2016』(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)における記載内容である。

ヒアリング項目：非正規雇用労働者の待遇改善

担当府省：厚生労働省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備**(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応**

- ② 非正規雇用労働者の正社員との均等・均衡待遇、非正規雇用労働者から正社員への転換、非正規雇用労働者に対する育児・介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善を含め、非正規雇用労働者に対する総合的な支援を強力に推進する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革****(1) 非正規雇用の女性の待遇改善**

- ① 女性の多様で柔軟な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を更に徹底していく必要があり、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同一労働同一賃金の実現を目指す。

また、「正社員転換・待遇改善実現プラン」¹を踏まえ、非正規雇用労働者として働いている女性の正社員転換・待遇改善を強力に推進する。

¹ 平成 28 年 1 月 28 日厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部決定

ヒアリング項目：非正規雇用労働者の待遇改善

担当府省：厚生労働省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

4 非正規雇用労働者の待遇改善、正社員への転換の支援

ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	企業における正社員転換等	(28年度当初予算) 45,185,631
2016	非正規雇用労働者の待遇改善支援事業	(29年度予算) 694,146
	キャリアアップ助成金の拡充	(29年度予算) 67,007,503の内数

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
58	3-(3)-②	厚生労働省	企業における正社員転換等	日本経済の好循環の動きを更に進めていくために、雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員就職の拡大を図るとともに、正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進し、労働者がその能力を十分に発揮できる環境作りを行うことが重要。	非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する方の正社員化、非正規雇用で働く方の待遇改善等を進める。また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。	31,155,560	-	45,185,631	-	2 (キャリア アップ助成 金の拡 充)

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)での整理上の番号を示す。

(注2) 『女性活躍加速のための重点方針2015』(平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
1	I 1 (1) ①	厚生労働省	非正規雇用労働者の待遇改善支援事業	平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待たなしの重要課題である。我が国の非正規雇用労働者については、例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している人が多いことが労働力調査から確認できるほか、パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるが、我が国では4割低くなっている。再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。」とされている。	「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）（※）」を設置し、 ・労務管理の専門家を常駐させ、電話相談等に応じる ・労務管理の専門家が直接事業所を訪問したうえで、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う ・各地域でセミナーを実施する といった取組を行うことを予定している。 ※民間事業者への委託により、47都道府県に設置。	-	-	694,146	-	-
2	I 1 (1) ①	厚生労働省	キャリアアップ助成金の拡充	非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。	事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給する（正社員化支援、人材育成支援、処遇改善支援の3つのメニューに分かれている）。 29年度は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を一層進めるため、 ① 有期契約労働者等を多様な正社員に転換した場合であっても、正規雇用労働者に転換した場合と同じ助成額とする制度改正 ② 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を規定・適用した場合の助成制度の創設 などを行うこととしている。	41,045,208 の内数	-	67,007,503 の内数	-	-

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 『女性活躍加速のための重点方針2016』（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。